

	<p>ます。」</p> <p>消 防 「何が燃えているかわかりますか。」</p> <p>通 報 者 「〇〇〇が燃えています。」</p> <p>消 防 「近所に目標となる建物はありますか。」</p> <p>通 報 者 「〇〇〇〇〇〇〇〇」</p> <p>消 防 「わかりました。すぐいきます。」</p> <p>4 消防機関への通報を現場確認の後にするか自火報発報後、直ちにすることについては当該検証対象物の非火災報対策の進捗状況と消防機関の指導の実態等から、消防局長が判断するものとする。</p>	<p>及び消防用設備等の維持管理の徹底を図るものとする。</p> <p>[通報時期] 自火報発報後、直ちに 119 番による第 1 段通報を行い。現場確認後、第 2 段通報（119 番通報又は非常通報装置の起動押しボタンによる通報）を行うものとする。</p> <p>[現場指揮本部の設置] 1 自衛消防隊の現場指揮本部を設置するものとし、指揮本部の位置は、防災センターが設置されている場所等情報を一元化して管理し、現場指揮のできる位置とする。 2 指揮者は、消防計画に基づき、隊員に役割担当を指示するものとする。</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>
<p>4 初期消火 消火器及び屋内消火栓（設置されている場合）により初期消火を行うこと。</p>	<p>1 模擬初期消火は、消火器及び屋内消火栓を用いて行うものとする（屋内消火栓が設置されていない場合は、消火器のみの操作とする。）</p> <p>2 消火器は、消火薬剤を実際に放出するか、放出のための動作を行ったうえで放出のための動作を行ったうえで放出体制をとり、15 秒間維持する。</p> <p>3 屋内消火栓は、放水のための動作を行ったうえで放水体制をとり、30 秒間維持する。 消火開始までの操作は、2人以上で実施するものとする。 なお、この場合は、限界時間を1分間延長するものとする。 (注) 2号消火栓を使用する場合は1人操作でもよい。</p>	<p>[屋内消火栓が設置されている場合の活動] 1 消火器については、1本以上を使用し、屋内消火栓と並行して放出体勢をとるものとする。 2 屋内消火栓のうち1号消火栓を使用するときは2人で操作、2号消火栓又は補助散水栓を使用するときは1人で操作し、放水体制をとり、維持するものとする。 (注) 2号消火栓、補助散水栓の設置について指導するものとする。</p> <p>[現場指揮本部への報告等] 1 通報、初期消火活動等を行った隊員は、活動状況を現場指揮本部に報告するものとする。 2 現場指揮本部付近に応急救護所を設置するものとする。</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>
<p>5 区画の形成 防火戸及び防火シャッターを閉鎖して、出火区画、隣接区画、たて穴隣接区画等の防火区画を形成すること。</p>	<p>1 出火区画、隣接区画及びたて穴隣接区画を構成する防火戸は、火災により温度が急激に上昇した場合又は煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造を待つことなく在店者等の避難終了後、直ちに閉鎖する。この場合、降下を途中で止められる構造の防火シャッターについては、初期の段階において避難の支障のないところまで下げて</p>			

<p>6 情報伝達及び避難等</p> <p>(1) 火災を確認後、在店者等及び隊員に火災である旨及び避難すべき旨を伝達・指示するとともに、在店者等を安全な場所へ避難させること。</p>	<p>おくものとする。</p> <p>なお、煙により在店者等が避難を行う前に防火戸、防火シャッターが自動的に閉鎖される場合があるので、その際の避難誘導についても考慮すること。</p> <p>2 上記以外の箇所の防火戸で、たて穴区画又は水平区画を形成するものは、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸にあっては、閉鎖障害がないことを確認すれば足りることとし、その他の防火戸にあっては、手動で閉鎖する。</p> <p>3 エスカレーターを囲むたて穴区画については、各階に隊員を配置し、エスカレーターに乗っている在店者等に対してエスカレーターを停止する旨を大声で知らせたうえでエスカレーターを停止させ、在店者等を区画外に避難させた後、直ちに区画を形成する。</p> <p>4 エレベーターは、火災発生後の早い時点で従業員が停止させる。この場合、出火区画にエレベーターを停止させてはならない。</p> <p>5 エレベーター前に防煙のための区画がある場合には、エレベーターを使用停止にしたことを確認したうえで直ちに区画を形成する。</p> <p>1 火災発生の情報伝達は、火災時の混乱を防止するため、原則として隊員以外の在店者等に行うものとし、その具体的な方法は次による。</p> <p>(1) 隊員への情報伝達は、館内電話、放送設備等を用いて、火災の発生によって在店者等の行動に混乱が起きる以前に速やかに知らせる。</p> <p>(2) 在店者等への情報伝達は、非常放送設備を用いて行い、全館の在店者等に知らせるものとするが、その際の放送例については、次のとおりとし、2回以上繰返すものとする（当該検証対象物の独自の放送例、方法がある場合には、それによるものとする。）。また、放送の間に、適宜、警報音を流すものとする。</p> <p>ア 火災確認直後における放送例</p> <p>「ただ今、〇階〇〇で火災が発生しました。消火作業中ですので、係員の指示に従って落ちついて行動してください。」</p> <p>イ 屋内消火栓（設置されていない場合については、消火器）の放水体勢をとった時点における放送例</p>	<p>〔隊員への情報伝達〕</p> <p>あらかじめ暗号放送文を取り決めている検証対象物にあっては、放送設備等を活用して火災の発生を速やかに隊員に知らせるものとする。</p>	
--	--	---	--

<p>よう、消防隊に対し情報の提供を行うこと。</p>	<p>等)の避難状況は、○○○○です。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防隊活動状況 <p>「現在、自衛消防隊は、○～○階の避難誘導と消火活動を行っています。」</p>	<p>事項を把握し、隊員に必要な指示を行うとともに、適宜、消防隊に情報提供を行うものとする。</p>	<p>ものとする。</p>	
-----------------------------	---	--	---------------	--

別紙2

避難所要時間の計算要領

指導マニュアルに基づき検証を行う場合に用いる避難人数及び避難所要時間は、下記により算定するものとする。

1 避難計算を行うのは、次の部分とする。

- ア 出火区画（売り場等）
- イ 隣接区画（売り場等，階段）
- ウ たて穴隣接区画（売り場等）

2 出火区画，隣接区画（売り場等）及びたて穴隣接区画の避難計算

(1) 避難人数の算定

避難人数は、全館において設定するものとし、各区画の人数は、客及び従業員の合計人数とし消防法施行規則第1条に基づき算出する。ただし、過去の調査結果がある場合については、その人数を用いる。

$N = 0.33 \times A + \text{従業員数（飲食又は休憩の用に供する部分）}$ 又は $N = 0.25 \times A + \text{従業員数（売り場等で上記の部分）}$

N：避難対象人数（人）

A：売場面積等（ m^2 ）（注1）

(注1) 売場面積等とは、消防法施行規則第1条第1項の表中「令別表第1(4)項に掲げる防火対象物」の項第2号の「主として従業員以外の者の使用に供する部分」の床面積から階段，エレベーター，エスカレーター及びトイレ等の売場でない部分を除いた部分をいう。

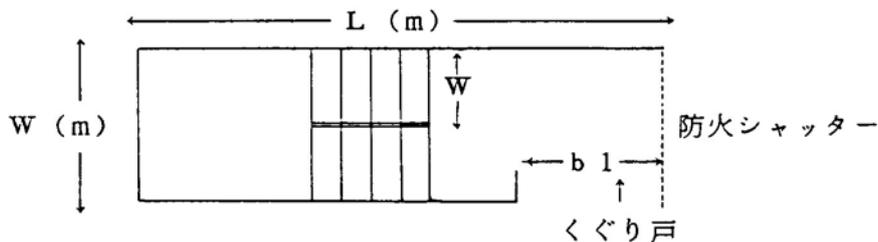
(2) 避難経路の設定

ア 出火点に最も近い階段は、避難階段が1箇所しかない場合を除き、全館とも避難に使えないものとする。ただし、この階段が特別避難階段の場合には、出火区画以外の階では使用できるものとする。

また、避難誘導が行われない階段は、避難経路から除く。

イ 階段の出入口については、戸の場合はその幅員を有効幅員（ b_1 ）とするが、シャッターが設けられている場合は、シャッターが避難完了前に降下する場合を想定し、1階出口を除いてくぐり戸の有効幅員を出入口の有効幅員とする。

－階段平面図－

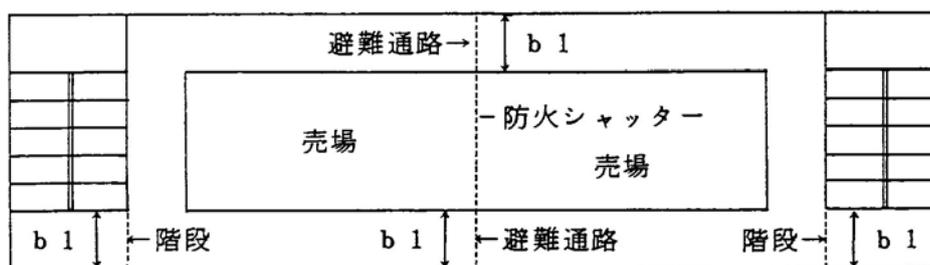


ウ 出火区画に接して売り場等である隣接区画がある場合は、出火区画からこの隣接区画へ避難することができるが、この場合は、隣接区画への避難通路（注2）の幅員を有効幅員（b1）とする。

なお、隣接区画の避難時間設定の際には、出火区画から避難人数を加算すること。

（注2） 避難通路とは、売場内の主要通路で、防火区画を構成するシャッター等を横切る通路をいう。

－建物平面図－



エ 各階段及び避難通路への避難人数の配分は、原則として、有効幅員に応じて次のとおり行うこと。

なお、避難時間が各階段により大きく異なる場合には、各階段及び避難通路への避難人数の配分を変更して避難が早く終了するようにしてもよいが、この際には、適切な避難方策を検討すること。

$$N1 = b1 / \sum b1 \times N$$

$\sum b1$: 売場から階段への出口及び避難通路の有効幅員 (m)

b1 : 売場から階段への出口及び避難通路の有効幅員の合計 (m)

N : 避難対象人数 (人)

N1 : 売場からの当該階段又は避難通路への避難人数 (人)

(3) 避難所要時間の算定

各階段及び避難通路ごとに避難所要時間をア又はイにより算出する。

ア 階段において、階段室の収容能力より避難人数が少ないか ($N1 \leq 5 \times S$) (注

3) 若しくは売場から階段への出口幅員が狭く、階段が満員にならない場合 ($R1 \leq R2 / n$) 又は避難通路による場合

$$T1 : N1 / R1$$

T1 : 避難所要時間 (秒)

N1 : 売場からの当該階段又は避難通路への避難人数 (人)

S : 階段室の水平投影面積 (m²) ($S = W \times L$)

n : 当該階段を利用して避難する階の数

R1 : 売場から階段及び避難通路への避難流動人数 (人/秒)

$$R1 = 1.5 \times b1$$

R2 : 階段から1階への避難流動人数 (人/秒)

$$R2 = \min(1.3 \times W, 1.5 \times b2)$$

b1 : 売場から階段への出口及び避難通路の有効幅員 (m)

b2 : 階段から1階への出口の有効幅員 (m)

W : 階段の有効幅員 (m) (注4)

(注3) 階段部分の最大人口密度は5人/m²と想定される。

(注4) 階段の有効幅員Wが途中で変わる場合は、その最小値をWとする。

イ 階段において、階段室の収容能力より避難人数が多く ($N1 > 5 \times S$)、かつ、売場から階段への出口幅員が広く、階段が満員になる場合 ($R1 > R2 / n$)

$$T1 = (5 \times S) / R1 + (N1 - 5 \times S) / (R2 / n) \quad (\text{注5})$$

(注5) 階段が満員となるまでは、出口幅員に応じた流入能力があることとなるが、階段が満員となってからは、階段幅員 (1階の出口幅員が階段幅員より小さい場合は、1階の出口幅員) の $1/n$ だけの流入能力となる。従って、各階段への避難人数がそれぞれ $5 \times S$ (人) 以下となるようにすれば階段が満員となることはない。

ただし、上記の計算によって求められた値が、3, (2)で計算した値より大きくなる場合は、3, (2)の値を避難所要時間とする。

3 隣接区画 (階段) の避難計算

(1) 避難人数の算定

避難人数は、その階段を避難経路として使用する。出火区画、たて穴隣接区画からの避難人数の合計とする。

(2) 避難所要時間の算定

避難所要時間は、次により算出する。

$$T2 = N2 / R2 + 1.2 \times (f - 1)$$

T2 : 避難所要時間 (秒)

N2 : 当該階段の合計避難対象人数 (人)

f : 出火階の階数 (階)

4 避難時間、避難人数等計算表

次表を使用して、前記2, 3の計算を行い、表1, 2-2, 3の(9), (14), 表2-1の(16)の値を各区画からの避難時間及び避難人数として対応事項の避難誘導の際に活用する。

表1 出火区画

		階				
(1) 避難対象人数	過去の調査結果 OR 2, (1)の計算による	人				
	階段及び避難通路	階段	階段	階段	階段	階段
(2)	売場からの出口幅 b_1 (m)					
(3)	1階への出口幅 b_2 (m)				—	—
(4)	階段幅 W (m)				—	—
(5)	階段水平投影面積 S (m ²)				—	—
(6)	$R_1 = 1.5 \times b_1$					
(7)	$R_2 = \min(1.5 \times b_2, 1.3 \times w)$				—	—
(8)	R_2 / n (注1)				—	—
(9)	避難人員 N_1					
(10)	階段収容人員 $5 \times S$				—	—
(11)	$R_1 > R_2 / n$ かつ $N_1 > 5 \times S$ なら(13)へ				—	—
(12)	避難時間 $T_1 = N_1 / R_1$ (14)へ					
(13)	避難時間 (注2) $T_1 = 5 \times S / R_1 + (N_1 - 5 \times S) / (R_2 / n)$				—	—
(14)	避難時間の最大値	< 出火区画の限界時間				

(注1) n : 当該階段を使用して避難する階の数

(注2) 3, (2)で計算した値が計算により求められた値より大きくなる場合は, 3, (2)の値を避難所要時間とする。

表2-1 隣接区画 (階段)

(15) 階段ごとの全階段合計 避難人数 N_2				
(16) 階段避難時間 $T_2 = N_2 / R_2 + 1.2 \times (f - 1)$				

注: 出火区画の欄で求めた値を使用する。

表 2-2 隣接区画（階段を除く部分）

		階				
(1) 避難対象人数	過去の調査結果 OR 2, (1)の計算による					人
	階段及び避難通路	階段	階段	階段	階段	階段
(2)	売場からの出口幅 b_1 (m)					
(3)	1階への出口幅 b_2 (m)				—	—
(4)	階段幅 W (m)				—	—
(5)	階段水平投影面積 S (m ²)				—	—
(6)	$R_1 = 1.5 \times b_1$					
(7)	$R_2 = \min(1.5 \times b_2, 1.3 \times w)$				—	—
(8)	R_2 / n (注1)				—	—
(9)	避難人員 N_1					
(10)	階段収容人員 $5 \times S$				—	—
(11)	$R_1 > R_2 / n$ かつ $N_1 > 5 \times S$ なら(13)へ				—	—
(12)	避難時間 $T_1 = N_1 / R_1$ (14)へ					
(13)	避難時間 (注2) $T_1 = 5 \times S / R_1 + (N_1 - 5 \times S) / (R_2 / n)$				—	—
(14)	避難時間の最大値	< 出火区画の限界時間				

(注1) n : 当該階段を使用して避難する階の数

(注2) 3, (2)で計算した値が計算により求められた値より大きくなる場合は, 3, (2)の値を避難所要時間とする。

表3 たて穴隣接区画

(1) 避難対象人数	過去の調査結果 OR2, (1)の計算による	人
------------	---------------------------	---

階段及び避難通路	階段	階段	階段	階段	階段	階段
(2)売場からの出口幅 b_1 (m)						
(3)1階への出口幅 b_2 (m)					—	—
(4)階段幅 W (m)					—	—
(5)階段水平投影面積 S (m ²)					—	—
(6) $R_1 = 1.5 \times b_1$						
(7) $R_2 = \min(1.5 \times b_2, 1.3 \times w)$					—	—
(8) R_2 / n (注1)					—	—
(9)避難人員 N_1						
(10)階段収容人員 $5 \times S$					—	—
(11) $R_1 > R_2 / n$ かつ $N_1 > 5 \times S$ なら(13)へ					—	—
(12)避難時間 $T_1 = N_1 / R_1$ (14)へ						
(13)避難時間 (注2) $T_1 = 5 \times S / R_1 + (N_1 - 5 \times S) / (R_2 / n)$					—	—
(14)避難時間の最大値	< 出火区画の限界時間					

(注1) n : 当該階段を使用して避難する階の数

(注2) 3, (2)で計算した値が計算により求められた値より大きくなる場合は, 3, (2)の値を避難所要時間とする。

別紙3

対応行動等チェックリスト

1 対応行動チェックリスト

		チ ャ ッ ク 項 目	適否	
A	検証前の事前チェック	共通	1 避難所要時間の計算要領により，在店者等の階段及び避難通路ごとの避難所要時間を計算したか。	
			2 避難所要時間の計算要領により，一斉避難となるか順次避難となるかを確認し，これに基づき計画されているか。	
			3 避難所要時間の計算要領により，各区画の階段及び避難通路ごとの避難対象人員を算出し，算出した人員に見合ったフロアの区割り等を行い，適切に避難誘導できるよう計画されているか。	
			4 訓練開始前の自衛消防隊員の待機場所は，平常の勤務場所か。	
			5 自衛消防隊員は，事前計画の内容を把握しているか。	
B	火災の発見と現場確認	自火報知	1 自火報の受信機の発報場所と警戒区域一覧図の照会をしたか。	
			2 出火場所に行き火災の有無を確認したか。そのとき「火事だー！」と2回以上叫んだか。	
			3 常用エレベーターを使用し，出火点に向かった者は，停電時最寄りの階停止装置付のエレベーターを使用したか。また，出火区画の直下階までの使用だったか。	
			4 火災を確認した者は，現場指揮本部又は防災センター等へ報告したか。	
C	消防機関への通報	電常電話通及及び装非置	1 対応計画上通報を行うこととされていた者が，適切な時期に通報したか。	
			2 通報内容は良好だったか。また，2段階通報を行ったか。	
		共通	3 非常通報装置による通報の場合，ボタンを押す時期は適切であったか。	
			4 消防機関に通報したことを現場指揮本部又は防災センター等へ報告したか。	
D	初期消火	消火器	1 消火器による初期消火の時期と場所は適切だったか。また，操作手順は適切であったか。	
			2 消火器の放出時間は適切であったか。	
	消火	屋内消火栓	3 屋内消火栓による初期消火の時期と場所は適切だったか。また，操作手順は正しかったか。	
			4 屋内消火栓は2人以上で操作したか。また，ホース延長はねじれ，屈曲等がなくホースの本数も適切だったか。（注：2号消火栓等の場合は，1人でもよい。）	
			5 屋内消火栓の放水時間は適切だったか。	
			6 屋内消火栓の延長ホースが障害となり，防火区画を構成する防火戸が閉鎖できないようなことはなかったか。	
	共通	7 初期消火終了後，その結果を現場指揮本部又は防災センターへ報告したか。		

E	区画の形成	共通	1 出火、隣接及びたて穴隣接区画を構成するシャッターは、2段階降下（途中停止できるものに限る。）を行い、限界時間内で、避難誘導終了後直ちに閉鎖されたか。	
			2 残留者の有無を確認後に区画を形成したか。	
			3 訓練・検証の際に使用できないとした階段を避難のために使用しなかったか。	
		エレスカ	4 在店者等に対するエスカレーター乗降停止の合図を行い、全員降りたのを確認後にエスカレーターを停止したか。	
			5 区画内の残留者の有無を確認後に、直ちに防火シャッターの降下を完了したか。	
		エレベーター	6 エレベーターは、火災発生後の早い時点で停止させたか。また、エレベーターは出火区画以外の場所に停止させたか。	
			7 エレベーターの使用停止を確認後に、直ちに防煙のための区画を形成したか。	
		共通	8 区画の形成完了後、その旨を現場指揮本部又は防災センター等へ報告したか。	
F	情報伝達及び避難誘導	共通	1 自衛消防隊員への「火災発生」の情報伝達は、火災の発生によって在店者等の行動に混乱が生じる前に行われたか。	
			2 在店者等への「火災発生」の情報伝達は、適切に行われたか。	
			3 避難等は、避難指示放送又は各階の責任者の避難指示により行われたか。	
			4 避難誘導員は所定の配置場所で、事前計画どおりに〔一斉避難・順次避難〕を行ったか。	
			5 避難誘導員は、階段及び避難通路ごとに避難要領で算出された人員を誘導できたか。（一般的には区割り等を行い誘導を行う。）	
			6 出火点の直近の排煙設備及び特別避難階段がある場合の附室の排煙設備は、出火後速やかに起動したか。	
			7 出火後、直ちに空調設備等を停止したか。	
			8 避難終了後、現場指揮本部又は防災センター等へ報告したか。	
G	消防報隊提供の		1 消防隊への情報提供の時期及びその内容は適切か。	
H	その他		1 情報が一元化されていたか。	
			2 自衛消防隊相互の連絡が十分なされていたか。	
			3 建物の形態に応じて必要とされる行動が適切に行われたか。	

備考：1 D欄2の放出時間は15秒以上であること。また、D欄5の放水時間は30秒以上であること。

2 F欄の共通, 4にある〔 〕内は, 該当するものに○印を付けること。

3 H欄には, A～G欄以外で必要と認めるチェック事項を記載し, 活用すること。

2 対応時間チェックリスト

測定項目		測定方法	自動火災報知設備鳴動から経過した時間	< OR >	限界時間
避難の指示 (注1)	出火区画	階の責任者又は避難指示放送による避難指示が終わった時点	分 秒		
	隣接区画	同 上	分 秒		
	たて穴隣接区画	同 上	分 秒		
対応事項の終了 (注2)	出火区画	対応事項が区画内において終了した時点 (一般的には区画形成の終了時)	分 秒		分
	隣接区画	同 上	分 秒		分
	たて穴隣接区画	同 上	分 秒		分

(注1) 避難の指示については, 一斉避難が計画されている場合には, 出火区画, 隣接区画及びたて穴隣接区画がほぼ同一時間になることを確認する。また, 順次避難が計画されている場合には, 出火区画の避難者が階段内の混乱により避難が停滞しない程度の時間差がとれているかを確認する。

(注2) 限界時間よりも対応事項の終了が早いか確認する。